

議案第 14 号

白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、厚生労働省令で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１５１条第１３項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 14 号資料

○白井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 4 号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(略) (従業者の員数等) 第 151 条 (略) 2～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (略) (略)	(略) (従業者の員数等) 第 151 条 (略) 2～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第 9 3 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第 5 条第 1 項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士又は</u> <u>機能訓練指導員</u>については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 (略) (略)